

みんなで支え合うために

65歳以上の人への介護保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんのが納める保険料と、国の負担金などを財源に運営しています。介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。ここでは65歳以上の人への保険料について紹介します。

いつから納めるの

65歳以上の人への保険料は、65歳になつた月(誕生日の前日)が属する月(分から納めます)。40歳以上65歳未満の人は、加入している医療保険に上乗せされています。

保険料の決まり方は

平成27年度から29年度の3年間の、介護サービスにかかる費用の総額を見込んで算出した基準額を基に、本人や世帯の前の所得状況などに応じて算定されます(別表)。

年金から天引きする特別徴収と、納付書か口座振替で納付する普通徴収があります。

●特別徴収(年金天引き)

老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上の人には、年金

の定期払いのときに保険料が天引きになります。

●普通徴収(納付書、口座振替)

年金額が年額18万円未満の人は普通徴収になります。市から送付される納付書か口座振替で納付してください。

市では口座振替による納付を原則化しました。現在納付書で納めている人は、便利で納め忘れのない口座振替への切り替えに協力してください。

年金額が18万円以上の人でも、次のようなときには一定の期間、普通徴収になります。

○年度途中でほかの市町村から転入した

○修正申告などによって所得段階が変更になつた

○年金差し止めなどによって年

金の支給が一時停止された定期通知書の送付

介護保険料納付書・保険料額決

保険料の納付書は6月中旬に郵送します。届いたら確認の上、納付してください。特別徴収や口座振替の人は、保険料額決定期通知書を郵送します。

保険料の納付先・納期限

市役所本庁または各支所、金融機関、郵便局、コンビニで納付できます。普通徴収の納期は、6月から翌年1月までの年8回に分かれています。納期限は各月の末日(12月は26日)です。

※納期限が休日の場合は翌営業日です。

保険料の納め忘れに注意

特別な理由がなく保険料を1年以上滞納していると、介護サービスを利用するときに、費

【別表】所得段階ごとの介護保険料(平成27~29年度)

所得段階	対象	保険料率	保険料額	
			年額	月額
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税 ●世帯全員が市民税非課税で合計所得+課税年金収入額80万円以下の人	基準額×0.45	24,300円	2,025円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税	合計所得+課税年金収入額が80万円を超える120万円以下の人	基準額×0.65	35,100円
第3段階		合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.75	40,500円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税	合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	48,600円
第5段階		第4段階以外の人	基準額	54,000円
第6段階		合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	64,800円
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	70,200円
第8段階	●本人が市民税課税	合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	81,000円
第9段階		合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	91,800円
第10段階		合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.8	97,200円
第11段階		合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.0	108,000円

問い合わせ先

高齢者福祉課介護保険班

電話 62-5308

が年額18万円以上の人には、年金

○修正申告などによって所得段階が変更になつた

特별な理由がなく保険料を1年以上滞納していると、介護サービスを利用するときに、費

題ではありません。配偶者や世帯主にも、連帯納付義務があると定められています。